

答 申 第 6 7 号
令和2年9月25日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年1月29日付け青公委第173号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

担当者会議に係る文書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、開示請求のあった「平成26（2014）年5月8日、警察庁第一会議室で行われた、人身安全関連事案担当者会議に係る、青森県警察が保有している文書の一切」（以下「本件行政文書」という。）について、第2の4の(1)から(3)までに掲げる行政文書以外の行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和元年9月20日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「開示請求された行政文書は、保有していません。」という理由から、不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、令和元年10月3日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年11月4日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分1を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分1に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件審査請求の後、本件行政文書として次の(1)から(3)までに掲げる

行政文書（以下、これらの行政文書をまとめて「旅費関係文書」という。）を特定し、その一部が条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、令和2年1月17日、審査請求人に通知した。

- (1) 旅行命令（依頼）簿（平成26年4月17日付けのもの）
- (2) 旅費請求（概算）書（平成26年4月17日付けのもの）
- (3) 支出負担行為兼支出命令票（会計機関受領印平成26年4月23日付けのもの）

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分1を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の審査請求の理由

会議に関する記録（報告）が何もないというのは理解しがたい。当時、東京での会議への出席者による出張記録（交通費の精算、帳票、帳簿類）は存するはずである。

(2) 意見書の理由

本件開示請求は、平成26年5月8日に警察庁第一会議室で行われた人身安全関連担当者会議（以下「本件会議」という。）に係る、実施機関が保有している文書の一切について開示を求めた事案である。

本件会議は、警視庁から生活安全局長や刑事局長らが参加し、警察大学校、管区警察局、都道府県警察及び北海道方面本部から、人身安全事案を担当する警視・警部より上の階級の人たちが一堂に会したもので、福井県警、宮崎県警、神奈川県警、京都府警から、事案の報告や研究の発表等も行われた。

本件開示請求に先立ち、審査請求人は、警察庁長官官房から、本件会議に係る行

政文書、約100ページ（報道資料・訓示・会議の内容を広く含むもの）の開示を受けた。それによると、実施機関からも2名の出席者（いずれも警視）が予定されていたことを確認している。

また、本件審査請求の結果、そのうち1名についての旅行命令や旅費の精算事実が、実施機関内の行政文書から確認することができた。

ところが、本件会議の中身はどんな内容であったのか、議事を持ち帰って報告をした形跡が見つからず、それらがどのように青森県の施策に結びついたのかを示す成果物が見つからない。本件会議の内容を示す文書が、実施機関内に一切存在しないということは、出席者以外にその内容を知る人がいないということである。

当時、実施機関から単身で本件会議に出席した職員は、同会議の2年後に定年退職されたようである。

本件会議は、事案の擬律判断や精神医学的・心理学的な問題、心理面での調査研究にも言及していたのに、それが実施機関の行政警察活動に活かされていないことになる。人身安全に係る現場において、実施機関の組織対応が、思慮の浅い、場当たりのものになっている原因は、こうした点にもあるのではないかという懸念（事実そういう対応が目につく）が生じ、とても残念に思っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分1の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1の決定理由とその正当性

実施機関は、本件行政文書として、警察庁からの開催通知、出席者への事務連絡及び会議で配付される資料（以下、これらの行政文書をまとめて「本件会議に係る開催通知等」という。）を特定した。

ただし、同文書は、文書保存期間を1年としており、保存期間が満了したため、青森県警察公文書管理規程（平成26年3月本部訓令第5号。以下「公文書管理規程」という。）に基づき、適正に廃棄し、保有していないことから、開示をしない旨判断したものである。

2 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人は、「当時、東京での会議への出席者による出張記録（交通費の精算、帳票、帳簿類）は存するはずである。」と主張するが、当方では、これまでの実務を踏まえ、「出張記録（交通費の精算、帳票、帳簿類）」は、当初、本件行政文書には

該当しないと判断し、本件処分1を行ったものであり、この判断に問題はなかったと考える。

しかしながら、審査請求書において、「出張記録（交通費の精算、帳票、帳簿類）」と具体的に明示がなされたことを踏まえ、旅費関係文書を本件行政文書として特定し、不開示情報を除いて一部開示とした。

3 結論

以上から、本件処分1を変更し、特定した旅費関係文書を一部開示する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、実施機関が行った処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 当審査会による調査審議の範囲について

(1) 本件開示請求は、実施機関が保有する本件会議に関する一切の文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、実施機関は、対象となる行政文書を保有していないことを理由に、本件処分1を行った。

(2) これに対して、審査請求人からは、「会議に関する記録（報告）が何もないというのは理解しがたい。当時、東京での会議への出席者による出張記録（交通費の精算、帳票、帳簿類）は存するはずである。」として、令和元年11月4日付けで本件審査請求が行われたため、実施機関は、令和2年1月17日、旅費関係文書を特定した上で、本件処分2を行い、諮問実施機関から、同月29日に当審査会に諮問がなされたものである。

(3) 審査請求人は、本件処分1において保有していないとされた本件行政文書の開示を求めて、本件審査請求を行ったものと解される。そして、本件処分1において特

定されなかった旅費関係文書を特定し、その一部を開示とした本件処分2は、本件処分1の変更決定と位置付けられるものである。

審査請求人からは、本件処分2の後も、意見書において、「会議の中身はどんな内容であったのか、議事を持ち帰って報告をした形跡が見つからず、それらがどのように青森県の施策に結びついたのかを示す成果物が見つかりません。」との主張があり、なお本件審査請求が維持されていることからすると、審査請求人は、旅費関係文書のほかに、更に本件行政文書として特定すべき行政文書があるものと考えていると解される。

(4) そこで、当審査会は、実施機関が、旅費関係文書のほかに本件行政文書として特定すべき行政文書を保有しているか否かについて調査審議を行った。

3 旅費関係文書以外の本件行政文書の保有の有無について

(1) 本件会議に係る開催通知等の保有の有無について

ア 実施機関は、弁明書において、本件会議に係る開催通知等を開示しなかった理由について、同文書の保存期間を1年としており、保存期間が満了したため、公文書管理規程に基づき適正に廃棄し、保有していないためと説明している。

イ 当審査会において、諮問実施機関から公文書管理規程及び行政文書分類基準表の提出を受けて確認したところ、会議・研修会等に係る行政文書の保存期間は、1年、3年、5年のいずれかに分類されるが、実施機関では、人身安全関連担当者会議は毎年開催されるものであり、同会議で配付される資料等の文書は、その都度更新されることから、その内容や必要性を勘案して、本件会議に係る開催通知等の保存期間を1年に設定していることが認められた。

ウ 本件会議に係る開催通知等は、その保存期間が1年に設定されていることからすると、本件開示請求の時点において既に1年の保存期間（平成28年3月31日まで）が満了し、廃棄の措置がとられているものと考えられる。

これを確認するため、本件会議に係る開催通知等の廃棄の状況について調査することとし、当審査会の事務局職員をして実施機関が管理する行政文書ファイル管理簿等を検分させたところ、本件会議を含む平成26年度における各種会議に関する文書をまとめた行政文書ファイルは、1年の保存期間を経過した後に実際に廃棄されていることが認められた。

エ 以上のことから、本件会議に係る開催通知等を保有していないとする実施機関の説明に特に不自然、不合理な点は認められず、また、ほかに当該文書の存在を

推認させるような事情も認められないことから、実施機関は、本件開示請求の時点において、本件会議に係る開催通知等を保有していなかったものと判断される。

(2) 本件会議に係る復命書の保有の有無について

ア 当審査会において、諮問実施機関から青森県警察本部処務規程（昭和38年4月本部訓令甲第8号）及び復命書作成の取扱い等について定めた「旅行の復命書の作成及び旅費精算について」（平成26年3月18日付け青警本会第876号）の提供を受けて確認したところ、実施機関では、出張により会議に出席した職員に対し、当該出張に係る用務の概要等を記載した復命書の作成を義務付けていることが認められた。

イ また、当審査会が諮問実施機関に対し、本件会議に係る復命書の作成及び保有の有無について説明を求めたところ、諮問実施機関はその提出した書面において、実施機関は、本件会議に係る復命書を作成していたものの、復命書の保存期間が3年と定められており、当該復命書は公文書管理規程に基づき廃棄されているため、保有していない旨述べているところである。

ウ 諮問実施機関から提出を受けた公文書管理規程及び行政文書分類基準表によれば、復命書の保存期間は、上記イの説明どおり、3年と定められていることが認められ、本件会議に係る復命書は、本件開示請求の時点において既に3年の保存期間（平成30年3月31日まで）が満了し、廃棄の措置がとられているものと考えられる。

これを確認するため、本件会議に係る復命書の廃棄の状況について調査することとし、当審査会の事務局職員をして実施機関が管理する行政文書ファイル管理簿等を検分させたところ、平成26年度に作成された復命書をまとめた行政文書ファイルは、3年の保存期間を経過した後に実際に廃棄されていることが認められた。

エ 以上のことから、本件会議に係る復命書を保有していないとする諮問実施機関の説明に特に不自然、不合理な点は認められず、また、ほかに当該文書の存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関は、本件開示請求の時点において、本件会議に係る復命書についても保有していなかったものと判断される。

(3) 小括

以上のとおり、実施機関は、旅費関係文書のほかには、本件行政文書として特定すべき行政文書を保有していないものと認められる。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件処分2において特定した旅費関係文書のほかには、本件行政文書として特定すべき行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおりに判断する。

5 付言

実施機関は、本件処分1に当たり、これまでの実務における心証を理由に、本件処分2において特定した旅費関係文書は、本件開示請求の対象に含まれないものと判断し、また、その判断自体にも問題はなかった旨説明している。

しかし、開示請求書に記載された文言を予断を持たずに解釈すれば、本件開示請求は、本件会議に関連する文書を広く含む趣旨であると解され、少なくとも、旅費関係文書を排除する趣旨であったとは考え難い。実施機関のこのような対象行政文書の特定の仕方は、「不存在」となる方向に限定して開示請求書の内容を解釈したもので、本来開示されるべき行政文書が開示請求者には開示されないこととなるため、不適切な対応であったといわざるを得ない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が対象行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に連絡を取り、開示請求の趣旨を的確に把握しなければならない。

実施機関においては、今後の開示請求に係る事務手続において、この点について十分に留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和2年1月29日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和2年1月31日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和2年3月13日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
令和2年3月18日 (第109回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年3月31日	・ 審査請求人に対して書面の提出要求を行った。
令和2年5月29日 (第110回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年6月3日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年6月19日 (第111回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年6月24日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和2年7月17日 (第112回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年8月21日 (第113回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年9月7日	・ 実施機関において、事務局職員による実地調査を行った。
令和2年9月18日 (第114回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部 准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和2年9月25日現在)